

西東京市立田無第四中学校管理運営規程

第1条 目的

この規程は、法令及び西東京市教育委員会規則等の定めるところに従い、西東京市立田無第四中学校（以下本校という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的の学校運営を推進することを目的とする。

第2条 事案決定

本校における事案決定は、西東京市立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3条 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4条 副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員を監督する。

第5条 主幹教諭は、副校長の補佐とともに、分掌する職員に適切に仕事を割り振り、管理職と教職員との意思疎通を図り、円滑な学校運営がなされるようにする。

第6条 主幹教諭もしくは主幹教諭が欠けた場合の校務分掌担当主任は、当該分掌の定められた事項について、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。

第7条 主任教諭は、主幹教諭を補佐し、当該分掌等の定められた事項について、企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて助言、支援等の指導を行う。

第8条 校務分掌組織

1 校務部

主幹Ⅰ（教務主任）＝教務、総務、研修

主幹Ⅱ（生活指導主任）＝生活指導、保健

主幹Ⅲ（進路指導主任）＝進路指導、道徳、総合的な学習の時間、図書

事務部

2 学年

本校に第1学年、第2学年及び第3学年を置く

3 教科等

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、道徳、特別活動、総合的な学習の時間。

4 企画運営委員会（第10条参照）

5 学校運営会議（校長・副校長・主幹教諭及び校務分掌担当主任）

6 職員会議（第11条参照）

7 委員会

特別委員会、校内委員会、いじめ対策委員会など校長が必要と認める委員会

8 部活動

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9条 事務室組織

事務室の事務は、庶務、経理・財務及び施設その他の事務とする。

第10条 企画運営委員会

1 目的

企画運営委員会は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理その他、校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、主幹Ⅰ（教務主任）、主幹Ⅱ（生活指導主任）、主幹Ⅲ（進路指導主任）、保健主任、各学年主任、事務主任及び校長が必要と認めた職員

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 召集

校長が召集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11条 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項の内、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くとき。

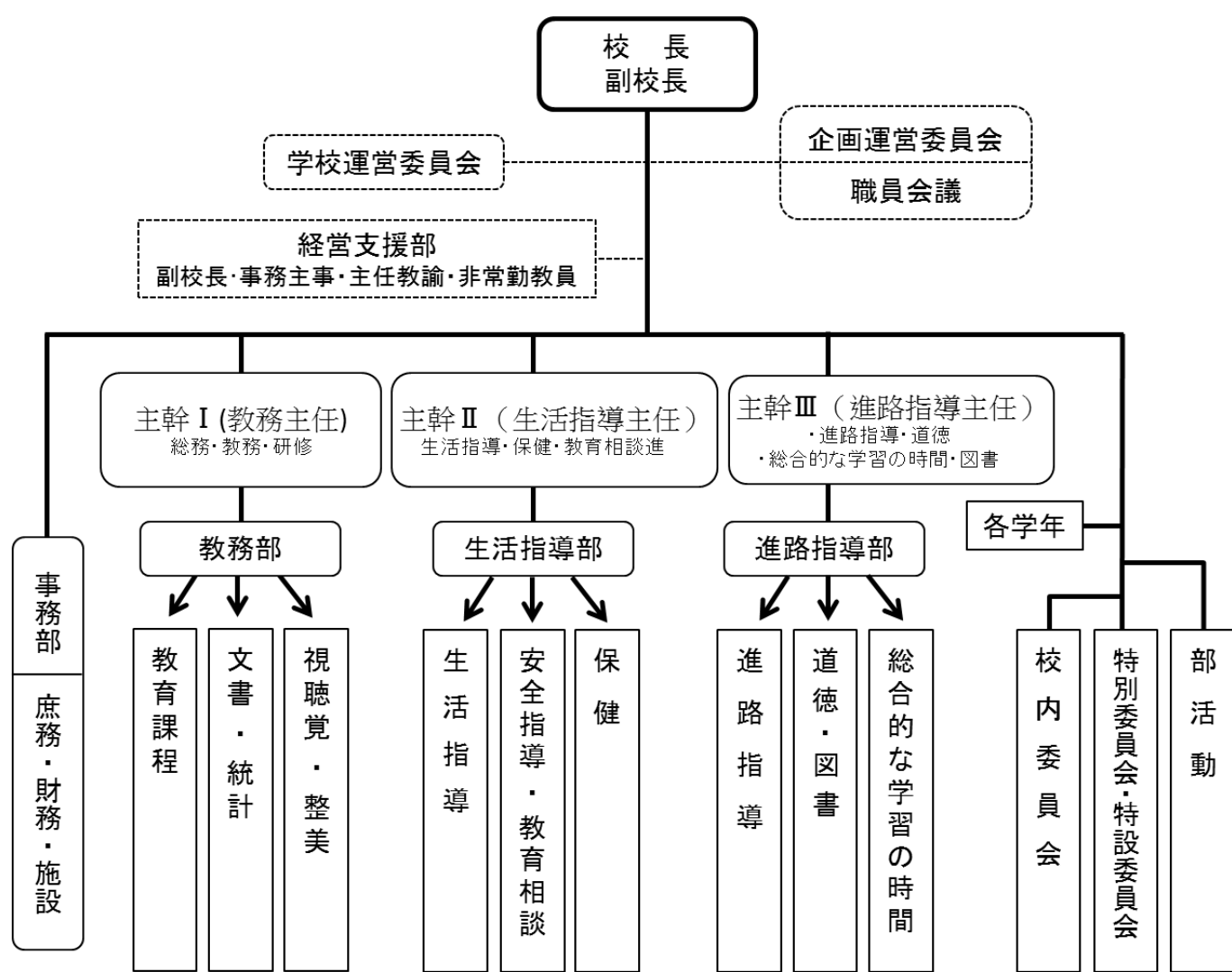
(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

(4) その他、校長が必要と認めること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合にはその他の職員も参加できる。

- 3 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
 - 4 召集
校長が召集し、その運営を管理する。
 - 5 司会
校長が選任する。
 - 6 記録
校長が選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
 - 7 運営
(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画運営委員会を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束することがあってはならない。
- 第12条 分掌組織図は、次のとおりとする。



- 第13条 人事
分掌組織を構成する人事については、西東京市教育委員会の権限に属するものの他は、校長が定める。
- 第14条 予算
校内予算の構成等については、「西東京市立学校事案決定規程」及び「西東京市立学校事案決定実施細目」に基づき、校長及び副校長の決裁により適正かつ効果的な運営を図る。
- 第15条 情報公開
この規程及びその他の校内規程については、保護者及び市民等の閲覧に供する事ができるよう整備する。
- 附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。